

○渡島廃棄物処理広域連合公用文作成規程

(平成12年10月24日訓令第4号)

改正 (平成18年2月1日訓令第4号)

(趣旨)

第1条 公用文の作成に関しては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(北斗市規程の準用)

第2条 この訓令の施行については、北斗市公用文作成規程（平成18年北斗市訓令第13号）の例による。この場合において、当該規程中「総務部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月1日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。